

## 承認第3号

### 専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年8月5日提出

みやき町長 末 安 伸 之

#### 専決事項

みやき町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

#### 専決理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する取扱要綱を制定したことに伴い、令和2年2月1日を適用日とするみやき町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った。



専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

みやき町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和2年7月20日

みやき町長 末 安 伸 之



理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する取扱要綱を制定したことに伴い、令和2年2月1日を施行日とするみやき町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行った。



みやき町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月20日

みやき町長

末守 伸之

みやき町条例第11号

みやき町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

みやき町国民健康保険税条例（平成17年みやき町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項に次のただし書を加える。

ただし、この期限までに提出できないことについて、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のみやき町国民健康保険税条例第25条の規定は令和2年2月1日から適用する。

みやき町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第3号の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。<u>ただし、この期限までに提出できないことについて、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項第1号及び第3号の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>